

終章

要約と大学の全体的な理念・目的等の達成状況

これまで、東洋大学における自己点検・評価の結果を記述してきた。

東洋大学は「諸学の基礎は哲学にあり」という理念を基に「社会に役立つ智を愛する精神」を継承することを現代的な使命とし、「東西学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めると共に、人格の陶冶と情操の涵養とに務め、国家及び世界の文化向上に貢献しうる有為の人材を養成」（学士課程）、及び「東西学術の理論および応用を研究・教授しその深奥を究めて、文化の進展に寄与する」（修士、博士課程）という誇るべき大学の目的を持っている。

終章においては、この理念・目的に基づいた活動の結果を確認する。そして持続的な発展を目指し、結果という「点」ではなく、将来に亘り発展を遂げるべく、東洋大学が自らの教育研究活動を不断に検証し、その充実向上に努め、自らを発展させることができるだけの自律した組織となっているかを中心に達成状況を確認する。ここでは教育、研究について中心に行うこととする（組織、運営、施設及び設備については各章で大学全体としてまとめた記述をしているため、各章を参照願いたい）。

東洋大学における自己点検・評価の要約

1. 東洋大学の理念・目的等について

今回の全学的な自己点検・評価を実施して最も大きな発見は、大学・学部・研究科のそれぞれが明確な理念や目的を有しているにもかかわらず、理念等に対する意識が希薄になっていたことを確認できたことであった。そのため点検・評価を行う段階で理念や目的を記述する際に混乱があった。東洋大学では平成16年度より中期目標・中期計画の策定を始めていたが、それがPDCAサイクルの一環となることの認識が足りなかったのである。理念や目的、目標が十分意識されてこなかったことは社会への周知状況からも確認することができる。ホームページや学生配布の履修要覧中、一部不明確、不十分な記述が見受けられた。近年の情報公開の観点からも各学部、研究科が広く社会に対して、明確にそれぞれの理念や目的を伝えていけるように平成19年度に改めていく。自己点検・評価の実施自体が困難となるばかりか、大学の継続的な改善活動にも支障が出るためである。平成18年12月に実施した中期目標・中期計画の進捗状況の自己点検（全学プレゼンテーション）にあっては、このことを十分に意識して、それぞれが固有の目的を再認識したうえで実施した。現在、全部署において具体的に目的に向けた取り組みを改めて開始している。

2. 学士課程の教育内容・方法について

(1) 教育内容

東洋大学の学士課程カリキュラムは各学部とも、それぞれ独自の理念、目的に基づき、充実した科目数を提供し、個々の教員も工夫した教育活動を行っている。さらに現状に満足することなく、全学部において絶えずカリキュラムの見直しと検討が行われている。実際に平成16年度に大幅なカリキュラム改正が行われている。また、現在も次のカリキュラム改定を念頭においた議論が各学部でなされており、学士課程の教育課程は充実した内容となっている。

しかし、学部組織を挙げての教育、または東洋大学として行う教育、という視点は脆弱であったといわざるを得ない。それは、大学としての教育目標が全構成員に十分に共有されてこなかったため、東洋大学としての教育内容や方法に対する到達目標が学部として、さらには大学として出されていなかったのである。これまで「特色ある大学教育支援プログラム」や「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」等に東洋大学の教育活動が採択されてこなかった要因のひとつは、大学としての視点が不足していたことにあると思われる。例えば、平成17年度「特色ある大学教育支援プログラム」審査要項では審査方針としての「3 組織性について (1) この取組の意義・価値を、当該大学・短期大学の構成員は共有しているか。(2) この取組は、構成員による組織を挙げての取組になっているか。(3) この取組の支援体制 (FD 活動、経費面等を含む) は十分か」を掲げている。既に東洋大学の教育内容については、このように第三者評価が毎年のようになされていたにもかかわらず、依然として東洋大学における組織として行う教育についての骨組みが脆弱であったことを表している。個々の学科、教員はグッドプラクティスと称せられるだけの取り組みを行っているのであるから、平成19年度は東洋大学、各学部・学科、各教員が共通認識のもと、「東洋大学の教育」を改めて見直していき、次のカリキュラム改定の際に反映させていく。

また、本報告書では「人格の陶冶、情操の涵養」という観点からの記述が薄い。これについては、主としてゼミ等の少人数クラスにおいて個々の教員により重点的に行われているものであるが、同時に、学部および大学の教育課程ないしは一般の講義内容においてはこのことが必ずしも重視されていない、ということをも示唆している。東洋大学は前身の哲学館時代より「知徳兼全な能力を備える人材」の育成にも重点を置いてきたことから、これは改善すべき点である。平成20年度に向けて各学部が取り組んでいるカリキュラム改定のための議論の中で検討し、現代における東洋大学の教育に反映させていく。

(2) 教育方法

各学部がそれぞれ授業評価アンケートを導入し授業内容、運営の検証を行うツールは揃っている。しかし、そのアンケート結果を活用する段階までには至っていない学部が多い。これは大学としてファカルティディベロップメント (FD) に力を入れてこなかったことを表している。各学部・学科や個々の教員任せで、大学という組織としての取り組みが希薄であった。現在、東洋大学では経済学部において「教員総合評価」という取り組みを始め

ており、学内におけるリーディングケースとなるよう大学としても予算的に支援しており、これらの経験を踏まえて授業評価アンケートシステムを含めた、FD活動に力を入れていくべく体制を整え、平成19年度から本格的に活動を開始する。

(3) 国内外における教育・研究交流

東洋大学では平成18年度より「Special Course in Advanced TOEFL」という留学支援科目を設定し、全学生が履修できる取り組みを始めている。これは東洋大学として留学希望の全ての学生を支援するための仕組みであり、東洋大学の特色ある教育の一つとなっている。今後も学生の積極的な活用を望むところであり、学生の語学力をはじめ国際性を涵養するものとなっている。

3. 修士課程・博士課程・法務博士課程の教育内容・方法について

(1) 教育内容

東洋大学大学院の教育課程においては、社会変化を踏まえて恒常的な見直しを行っている。また、「首都大学院コンソーシアム協定聴講生」制度により、東洋大学内だけでなく、広く他大学の教育を受けることができるよう整備されている。しかし、どの研究科においてもこの協定に基づく聴講生は少ない。各研究科の課程の目的に即した協定活用のために履修指導、周知活動を行う。

(2) 教育方法

大学院において最も重要な改善ポイントはFD活動の充実である。東洋大学の大学院研究科は基礎となる学部をもっており、大学院の全ての専任教員が学部所属教員の兼担となっている。従って、これまで学部においてはFD活動が行われることはあっても、「大学院としてのFD活動」という視点が希薄であったことは否めない。

大学院における教育が、現実には一人一人の大学院生への個別対応的な研究指導が行われているという傾向が強いはいうものの、大学院における単位の実質化のためにはシラバスの充実が欠かせない。シラバスの内容や記述量にバラつきがあるのは学生にとって分かりづらいものとなる。また、大学院独自の授業評価アンケートも制度としては行われていない。東洋大学の大学院における制度的な教育の質の保証という観点から改善すべく取り組みを始めたところである。

中央教育審議会答申「新時代の大学院教育」（平成17年9月）の冒頭において「大学院は学校教育法に基づく教育機関である」として大学院教育の実質化の提言をしている。東洋大学大学院においても、大学院研究科における教育システムを改めて見直し、研究科としての組織力の強化を目指した改革を行っており、現在は「東洋大学大学院学則」の改正を行っている。

(3) 国内外における教育・研究交流

どの研究科においても大学の外部との交流により得られる教育効果を否定するものはい

ないが、実際の活動については教員個人や教員グループのレベルでは積極的な活動が見られるものの、研究科としての組織的な活動はまだまだ活発とはいえない。経済、社会、文化のグローバル化の急速な進展の中で、「東西学術の理論および応用を研究・教授」（東洋大学大学院学則第1条）するという目的に即し、国際交流センターとの連携を含めて、より国内外の教育・研究交流を促進する。

（４）学位授与・課程修了の認定

東洋大学の各研究科は課程制大学院として設置されている。従って上記の大学院教育の実質化を図るとともに、学位授与に関しても課程制の趣旨に則った円滑な学位授与の促進が求められている。これまでも各研究科は透明性の高い学位授与の努力を行ってきたが、東洋大学の学位の水準を落とすことなく、課程制大学院の趣旨を踏まえた円滑な学位授与を行っていきけるようより一層の改善を図りたいが、大学院教育のあり方を見直す作業が必要となってくるため、現在時間をかけた議論を始めたところである。

（５）法務博士課程

法科大学院は法曹という高度専門職業人を養成するために設置されているものであり、社会の要請に創造的に応えるべく、「人権感覚に富んだ、専門訴訟に強い法曹」「企業法務に強い法曹」の養成を目指して教育を行ってきた。しかし、平成18年度実施の新司法試験では周知の如く東洋大学法科大学院からは4名の合格者に留まってしまった。

法科大学院は法曹への予備門ではなく、専門職大学院という独立した高等教育機関ではあるが、修了した学生が法曹となることができなければ、どのような目標を掲げても実効性のないものになってしまう。学生の履修状況からは、教育目標に沿った教育が行われていると判断できる。平成19年度からは具体的に教育内容を見直し、東洋大学法科大学院の教育を受けた学生が、「人権感覚に富んだ、専門訴訟に強い法曹」「企業法務に強い法曹」として広く社会で活躍できるように、新司法試験の合格者を10名以上とすべく取り組みを行う。

4. 研究について

（１）研究内容

東洋大学の研究活動を見るうえでは、学術研究高度化推進事業に多数採択されるなど大型の外部資金が導入できるだけの研究活動が行われている。近年は共生学を全学的なテーマとして活動を行うなど、活動は活発化しているといえる。

しかし、学部としての研究テーマ、さらには教員個人としての研究についてはまだまだ十分とはいえない状況である。前回の相互評価の際に研究活動の活発でない教員が存在していると助言されているにもかかわらず、現状でも研究活動の活発でない教員が存在することは、PDCAサイクルが有効に機能していないことを示している。現在大学として全教員が毎年研究活動を論文等により発表し、結果をWEB等で公表するシステムを構築中である。

(2) 研究環境

研究費の中でも、外部資金獲得の必要性は以前に増して声高に言われているが、東洋大学ではいわゆる科学研究費補助金の申請数がわずかではあるが増加してきている(平成18年度は178件と増加)。しかし、学部によって意識の差が激しく、申請件数が全所属教員の1割にも満たない学部が存在することは問題である。平成19年度予算編成より、外部資金獲得教員については別途予算措置を行うなど、全学の制度として対応を始めており、平成20年度においてはより多くの申請を見込んでいる。

以上概観した事項はすべて、東洋大学としての方針と強い意思のもとに、全学的に実施すべきものである。そのためにも、学長を中心とした強いリーダーシップが求められるが、現状では学長の新しい政策提案の趣旨が必ずしも各教員に浸透せず、また学部長も教授会を統制しきれないという実態から、日常的な事項こそ問題なく進行するが、改革ともいべき創造的な提案に対しては教授会より強い反対を受け、提案が実現しないこともあるという問題を抱えながらも運営されている。

このような中で、「管理運営」の章にもあるとおり「東洋大学の諸改革を実現するための責任体制の明確化」を実現していく。そして実際の教育研究上の問題点を改善し、抜本的な改革や創造的な取り組みを機動的に実施できるような体制作りを、平成19年度に行っていく。そして東洋大学の中に計画とそれに基づく結果の検証、そして検証結果を踏まえた新しいプランニングを行う仕組み作りを併せて行っていく。

理念・目的等の達成状況

教育機関たる大学の理念・目的は到達したらそれで終了するというものではなく、社会で教育という営みが続く限りより高次なものへと間断なく昇華していく、いくなれば方向目標というべきものである。東洋大学の現状はこれまでの点検・評価結果を鑑みても理念や目的の方向性を外れるものではなかった。しかし、その足並みは必ずしも揃えられているとはいえない状況もある。

東洋大学は大学院を含めて高等教育の一翼を担う教育機関である。理念に基づいた人材を育成することが大学の目的であり、存立根拠となることから、東洋大学学則では第2条に本学の目的として「創立者井上円了博士の建学の精神に基づき、東西学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めると共に、人格の陶冶と情操の涵養とに務め、国家及び世界の文化向上に貢献しうる有為の人材を養成する」という目的を明文化している。東洋大学の教育研究活動はすべて、この目的に向けた活動であるべきである。

しかし、現状は教育において個々の教員の活動に任されているところが多く、大学としての組織的な教育活動という視点が弱く、その責任体制も不明確になっているといわざるを得ない。個々の教員も学部教授会において自由に独自の見解を述べることができるが、時として教授会の議事が進行せず、案件が数度に亘り継続審議となることは、審議依頼を

行っている学長のリーダーシップを阻害する大きな要因として立ちはだかるものとなっている。このような状況では特定の目的に向かって東洋大学が前進していると社会に向かって述べることも、また広く社会に向けて東洋大学の教育の質を自ら保証していくことも困難となってくる。学長の強いリーダーシップと学部の意向を調整しながら大学運営を行うことが理想であり、東洋大学に求められているのである。人的、物的資源を分散させることなく、「国家及び世界の文化向上に貢献しうる有為の人材を養成する」ように、そしてより効果的に養成することができる組織に、全構成員が東洋大学を発展させていかなければならない。現在、改めて理念、目的の共有化を図る取り組みを行っているのはそのためである。

この自己点検・評価の結果、大学の理念・目的に向けての歩みを、これから着実にしていくための契機としなければならない。東洋大学の全構成員がこのことを強く認識し、大学全体で一致団結して改革を断行していく。